特集《中国の知的財産制度》

中国におけるライセンス

于　春生*

要　約

中国は対外開放と経済改革の政策を実行して既に 30 年間が経ち，中国の経済体制も社会主義計画経済から社会主義市場経済体制に転換しつつある。近年，中国経済の高度成長に伴い，国民の所得水準も上昇し，2006 年，中国の 1 人当りの GDP は 2,000 米ドルを超え，中国は徐々に一大市場として成長しつつある。市場原理の下で社会経済活動は活発になり，この経済の活性化に伴い経済活動に係わる各種の規制が緩和され，特に 2001 年の WTO 加盟後，中国政府は WTO のルールに従い，国内法の改正に伴って更に規制緩和を行ってきた。こうした背景において，外国から市場参入型の対中投資が増えており，中国市場での競争も徐々に激化している。

最近の中国政府知財局の発表によれば，2007 年までの約 22 年間に，中国専利（特許）局の受理した特許出願の総数（既に登録を受けた特許権を含む）は 400 万件を超えたが，ここ二三年，中国国内企業の職務発明の特許出願の増加は目立つという。近年，中国に進出した海外企業の知財権の優勢は，中国企業に刺激を与え，中国企業の知財認識が徐々に高まってきており，市場競争における知的財産権の重要さが益々高くなってきている。こうした背景において，外国企業は中国市場での競争に優位を保つため，今後新しい技術をライセンスなどの形で中国にもっていくことは益々増えるであろう。この意味では，中国での技術ライセンスをめぐる問題につき，制度面と実務の両方から検証を行う必要があると思われる。

1. 中国の海外からの技術導入の実態

近年，海外企業の対中ビジネスの拡大に伴い，海外からの対中技術輸出も増えつつある。中国商務部発表の 2007 年の技術輸入関係統計によれば，中国 2007 年の技術輸入契約の合計届出件数は 9,773 件で，2006 年より 7.3％減少したが，契約金額合計は 254.2 億ドル，2006 年より 15.6％増加した。また，2007 年技術ライセンス契約の金額は 85.9 億ドルで，プラント契約に

表 1　2007 年技術導入方式による統計表

金額の単位 : 万米ドル

技術導入方式	件数	金額	技術料	技術料の割合（%）
合計	9,773	2,541,534.5	1,940,610.4	100.0
特許技術	385	168,332.3	156,137.3	6.6
ノウハウ技術	2,081	859,431.5	840,101.9	33.8
技術コンサルティング 技術サービス	5,801	649,374.0	517,745.1	25.6
コンピュータ・ソフトウエア	959	87,400.0	87,165.7	3.4
商標ライセンス	77	17,170.2	17,170.2	0.7
合弁生産，合作生産	120	85,819.8	85,766.0	3.4
プラント輸入	246	663,191.8	228,777.0	26.1
その他の方式	104	10,815.1	7,747.2	0.4

* 怡豊律師事務所（FINEFIELDS ASSOCIATES）

含まれる技術料の金額は66.3億ドル，技術サービス契約の金額は64.9億ドルであった。その詳細は下記の**表1**の記載通りである。

また，中国商務部服務貿易司の統計によれば，2004年から2007年まで四年間，中国の技術輸入における国（または地域）別の統計では，下記の**表2**のグラフに示した通り，契約金額ベースでの上位3位はそれぞれEU，日本およびアメリカであった。

表2　2004年から2007年の技術輸入国上位3位の比較
単位：億ドル

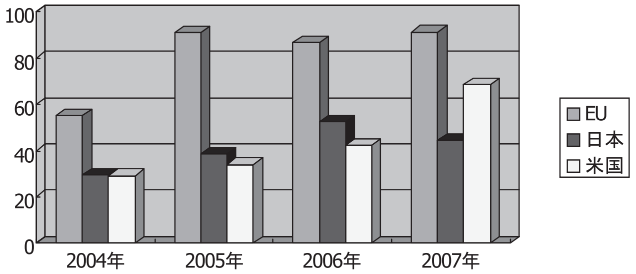

中国商務部服務貿易司の統計によれば，中国は日本から輸入した技術の契約金額は，2004年29.4億ドル，2005年38.5億ドル及び2006年52.4億ドルに達し，それぞれの年の中国の輸入技術の総契約金額の21.2%，20.2%および23.8%を占めていた。中国が日本から輸入した技術は，契約金額ベースで2004年から2006年まで三年間連続EUに次ぐ第2位を占めていたが，2007年の統計では，日本からの技術輸入は，契約件数では2,418件で，アメリカの1,385件より多く，第2位を維持したものの，契約金額ベースでは，日本は約44億米ドルで，アメリカの約68億米ドルに及ばず，第3位となった。

なお，2007年の中国の技術輸入における国（または地域）の上位10位の統計は下記**表3**の記載どおりである。

上記のように，近年の中国経済の高度成長における海外企業の中国進出も活発になり，中国市場でのビジネス運営と競争などのニーズに応じて，技術などのライセンスが多く行われている。中国政府も中国経済のレベルアップのため，海外企業に対しより多くの先端技術を中国企業にライセンスするよう呼びかけて，先進技術の導入を奨励する姿勢を示している。

日本から中国への技術ライセンスの実態については，具体的なライセンス契約の内容などは企業のビジネス秘密に係わるもので，法律上，政府の関係当局は企業のライセンス契約の届出内容につき秘密保持義務があるので，一部の統計数字の公表があるものの，全体状況を把握できるような権威あるデータは見当たらないが，参考資料として，中国国家税務総局が2004年11月3日に公表した「日本航空電子工業株式会社などの外国企業が取得した技術移転収入の営業税免除問題に対する批准」（国税函（2004）第1210号）に一部の日本からの技術輸入契約のデータが公表された（**表4**を参照）。このデータは2004年の時点での統計で，若干古いが，日本企業の対中ビジネスの形態はそれほど大きく変った訳でもないから，この2004年のデータは今でも相当程度日本の対中技術ライセンスの実態を反映できると思われる。即ち，日本から中国への技術ライセンスの内，日本の親会社からその投資先企業（合弁会社または独資企業）へのライセンス案件は相当のシェアを占めている。

表3　2007年技術導入元の上位10ヵ国・地域（EU，アセアン）
金額単位：万米ドル

	国・地域	契約件数	契約金額	技術料	技術料の割合(%)
	合　計	9,773	2,541,534.5	1,940,610.4	100.0
1.	EU	2,603	910,085.3	597,198.8	35.8
2.	米国	1,385	683,128.3	522,567.2	26.9
3.	日本	2,418	443,525.9	366,317.8	17.5
4.	韓国	731	191,676.0	190,559.1	7.5
5.	中国香港	1,088	88,564.5	80,673.2	3.5
6.	アセアン	319	55,824.2	49,085.8	2.2
7.	バージン アイランド	98	30,751.7	30,101.7	1.2
8.	スイス	141	25,517.5	21,793.8	1.0
9.	中国台湾	296	19,588.6	19,588.4	0.8
10.	イスラエル	22	13,087.4	1,274.7	0.5

表４　日本からの技術輸入例のデータ

	許諾者	被許諾者	契約金額	締結日	期間
1	株式会社荏原製作所	無錫華光ボイラ股份有限公司	頭金 100 万ドル，ローヤルティ：販売価格の3%	2001.02.15	10 年
2	日本航空電子工業株式会社	航空電子（呉江）有限公司	頭金 25 万ドル，ローヤルティ：販売価格の3%	2002.09.01	20 年
3	株式会社日立ブラウン管	日立光電（呉江）有限公司	頭金 5000 万円，ローヤルティ：販売価格の5%	2003.06.24	10 年
4	ソニー化学株式会社	索尼凱美高電子（蘇州）有限公司	契約第四章《支付と支付条件》参照	1998.04.01	10 年
5	日本東洋電波株式会社	蘇州東洋電波電子有限公司	製品売上げの 5%	2002.10.01	10 年
6	日本 MITSUWA 電機工業株式会社	美滋華精密塑料（無錫）有限公司	売上げの 5%	2003.05.05	10 年
7	住友電機工業株式会社	住友電工（蘇州）電子线制品有限公司	契約第 11 条及び添付《ローヤルティ率》参照	2003.07.21	10 年
8	日本太陽インク株式会社	太陽油墨（蘇州）有限公司	契約第 4 条参照	2003.02.26	69ヶ月
9	日本松下電器産業株式会社	蘇州松下半導体有限公司	ローヤルティ：販売価格の 5%	2002.01.11	10 年
10	日本 SUNX 株式会社	蘇州神視電子有限公司	製品売上げの 3%	2002.03.06	10 年
11	日本旭化成産業株式会社	旭化成（蘇州）複合塑料有限公司	契約第五条「実施料」参照	2003.01.01	30 年
12	株式会社小松製作所	小松（常州）工程機械有限公司	契約第 6 条と第 9 条参照	2003.03.30	7 年
13	富士重工業株式会社	常州富士常柴羅賓汽油機有限公司	契約第 3.2 条と第 3.3 条参照	2001.02.19	10 年
14	日本 JFE 工程公司	常州三立環保設備工程有限公司	契約第 5.1 条と第 5.2 条参照	2003.04.12	10 年
15	日本殷富国際有限公司	常熟科弘材料科技有限公司	200 万ドル	2003.09.01	10ヶ月
16	日本旭化成株式会社	旭化成電子材料（蘇州）有限公司	頭金：5000 万円，製品売上げの 3%	2003.04.01	10 年
17	㈱日立製作所	日立汽車部件（蘇州）有限公司	頭金：500 万円，製品販売価格の 3%	2003.06.30	5 年
18	東芝株式会社	東芝半導体（無錫）有限公司	製品販売開始後の 5 年間，販売価格の 1.5%	2003.01.22	10 年
19	日本住友電工合金株式会社	住电粉末冶金（無錫）有限公司	製品売上げの 3%	2003.06.02	4 年
20	日本江波精機株式会社	無錫小天鵝模具制造有限公司	36.5 万ドル	2002.10.24	1 年
21	日本光洋電子株式会社	光洋電子（無錫）有限公司	1540 万円	2003.09.01	5 年
22	株式会社ブリジストン	普利司通（無錫）轮胎有限公司	製品売上げの 3%	2003.02.25	10 年
23	日本大仓工業株式会社	無錫大仓環宇包装材料有限公司	契約第三条参照	1996.01.15	20 年
24	㈱東海理化電機製作所	無錫理昌科技有限公司	販売価格の 3%	2001.04.04	10 年
25	日本電池株式会社	傑士電池有限公司	製品売上げの 4%	2002.10.01	10 年

今まで，日本企業の中国への技術ライセンスは，上記のように，日本の親会社からその投資先企業（合弁会社または独資企業）へのライセンス案件が相当のシェアを占めている。実際には，日本の親会社からその100％子会社である独資企業へのライセンスは，同じグループ企業で，企業文化，生産経営管理並びに人事など共通の土台があり，子会社たる中国独資企業は親会社ビジネス戦略に従って運営をしているので，後述のライセンサーの保証責任やライセンシーの製品販売ルートの制限など中国の「技術輸出入管理条例」の規制は，実際には余り問題にならず，ライセンス契約のトラブルも殆ど起らない。

しかし，日本企業は中国における投資先企業たる合弁会社に技術ライセンスをする場合，独資企業のような共通の土台がないので，ライセンス契約の履行は必ずしもみな順調ではない。今まで中国で公表されたライセンス契約の裁判例の殆どは中国の企業間または中国企業と発明者などの個人とのトラブルで，外国企業関連のライセンス契約の裁判例は極めて少なく，日本企業関連のライセンス契約のトラブル裁判例は見当たらなかった。日本企業のライセンス契約トラブル裁判例が見当たらないのは，技術ライセンスは企業の経営秘密などに係わり余り公開されたくないこと，トラブルにつき交渉で解決を図り，訴訟を敬遠するという日本企業の姿勢がその主な原因ではないかと思われる。

2. ライセンスに係わる中国法上の問題点について

中国は，技術導入に対する規制緩和として，1985年に制定された「技術導入契約管理条例」を廃止し，2002年1月1日から新しい「技術輸出入管理条例」を実施し，それまでに実行してきた技術輸入契約の許認可制度を見直した。「技術輸出入管理条例」は技術を分類して，それぞれ輸出入禁止，制限または原則自由という異なる管理制度を実行し，特定の輸出入制限技術につき許認可制度を継続するものの，それ以外の技術の輸出入につき契約届出制度を実行し，輸出入の自由を認める技術の範囲を大きく拡大した。

ところが，「技術輸出入管理条例」は，技術提供者に厳しい保証責任を定める一方で，技術導入に関連する原材料，部品，設備の購入ルート，製品の輸出ルートまたは輸出地域を制限することや改良技術の取扱いなどに関する当事者間の任意の取決めを制限している。これは明らかに中国国内のライセンス取引に関する当事者間の自由な取決めを認める中国の契約法の規定内容と格差がある。このような海外からの技術導入に対する厳しい規制は実際にどの程度厳格に運用しているか，上記厳しい法規制の下で如何にして自分の権益を守るかは，外国企業の直面している大きな問題である。

2.1　ライセンスに係わる中国の法体系

知的財産権に関する基本法として，「特許法」と「商標法」および「著作権法」がある（本稿は工業所有権を中心テーマとし，以下中国の著作権法の議論を省略させて頂く）。海外から中国への技術導入は一種の貿易であるので，関係の基本法として「対外貿易法」がある。また，ライセンスは当事者間の契約によるものであるので，その基本法として「契約法」がある。

「特許法」と「商標法」の下に，主管官庁の法運用の具体的な基準として「特許法実施細則」と「商標法実施条例」があり，それぞれ「特許法」または「商標法」に対する補足または具体化をする行政規定である。

一方，「技術輸出入管理条例」は「特許法実施細則」及び「商標法実施条例」と同じ行政規定であるが，中国の法体系においては，管理条例や管理規定などのように，「管理」の付いたタイトルの規定は殆ど強行法規を意味するもので，一種の特別法的な性格を有する。「技術輸出入管理条例」にはライセンス契約条件に関する規定があり，その規定内容は中国の基本法たる契約法の関係規定とは必ずしも一致しないが，法的に，政府による海外からの技術導入を管理する意味では，同条例の規定は契約法の関係規定より優先的適用の効力を有すると一般に解されている。

現行の中国の法体系において，判例の効力は認められていない。実際に法運用の具体的な問題につき，中国の最高裁は司法解釈という形で，裁判所による法運用を指導している。裁判実務において，この最高裁の司法解釈は法律規定に対する補足と具体化との意味では，殆ど法律と同じ効力を有する。ただ，行政当局による法運用においては，このような司法解釈を行政行為の根拠とすることは基本的にない。

工業所有権法の司法運用にかかわる最高裁の主な司法解釈として，「特許紛争案件の審理における法律適用問題に関する若干規定」，「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」及び「技術契約紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」がある。技術ライセンスにかかわる問題については，上記の「技術契約紛争案件の審理におけ

る法律適用の若干問題に関する解釈」（以下「技術契約の司法解釈」という）は重要な法的規定である。

2.2　中国法に定めた技術提供者の保証責任問題について

技術ライセンスにおける技術提供者の保証責任に関する中国現行の法規定の内容は次の通りである。

関係法律規定

法令名称	条項	条文内容
技術輸出入管理条例	第24条	1. 技術輸入契約のライセンサーは，自分が提供した技術の適法な所有者であり，又は譲渡，使用許諾をする権利を有する者であることを保証しなければならない。 2. 技術輸入契約のライセンシーが契約の約定に従ってライセンサーの技術を使用した結果，第三者に権利侵害で告訴された場合，直ちにライセンサーに通知しなければならない。ライセンサーは通知を受けた後，ライセンシーと協力し，ライセンシーが受ける不利益を排除しなければならない。 3. 技術輸入契約のライセンシーが契約に従ってライセンサーが提供した技術を使用した結果，他人の合法的権益を侵害する場合，その責任はライセンサーが負う。
	第25条	技術輸入契約のライセンサーは，提供した技術が完全で，誤りなく，且つ有効的であり，契約した技術的目標を達成することができることを保証しなければならない。
契約法	第349条	技術輸入契約のライセンサーは，自分が提供した技術の適法な所有者であることを保証し，且つその提供した技術が完全で，誤りなく，有効的であり，約定した技術的目標を達成できることを保証しなければならない。。
	第353条	ライセンシーが契約の約定に従って特許を実施し，ノウハウを使用した結果，他人の合法的な権益を侵害した場合，その責任はライセンサーが負う。但し当事者は別段の取決めがある場合はこの限りではない。
	第355条	法律，行政法規は技術輸出入契約または特許，特許出願契約につき別段の規定がある場合，その規定に従う。

上記の諸規定を纏めれば，技術提供者の保証責任の内容は次の三つである。

①ライセンスの対象となる技術の適法な所有者であること

②ライセンスの対象となる技術は第三者の権利を侵害しないこと

③ライセンスの対象となる技術は約定した技術的目標に達成できること

(1) 技術の適法な所有者であることの保証責任について

提供技術の「適法な権利者」であるとの意味は，必ずしも対象技術の所有権を有することを求める趣旨ではなく，合法的にその対象技術の使用権または第三者に譲渡し或いは使用許諾する権利を取得したら「適法な権利者」と言える。従って，これに関する保証責任の内容は，ある意味では当たり前のことであり，実際には余り問題となることはないと思われる。

ここで注意を要するのは，共有技術の取扱い問題である。

中国現行の契約法は1999年にできたものである。それまでの法規定は，共有技術の取扱いにつき必ずしも明確ではなかったが，裁判例では，共有技術につき，共有者は他の共有者の同意無しにこれを第三者に譲渡しまたは使用許諾をすることは，他の共有者に対する権利侵害行為に当り，譲渡契約またはライセンス契約の効力を否定しないものの，同契約によって得た利益は他の共有者にも分配すべきとしたケースがあった。

中国現行の契約法によれば，共有技術につき特許出願をする場合，当事者間に別段の取決めがなければ，他の共有者の同意を要するが（契約法第340条），特許出願をしないノウハウ技術などにつき，当事者間に別段の取決めがなければ，共有者はそれぞれその技術を使用しまたは譲渡する権利を有するとの旨が定められている（同法第341条）。この契約法第341条の規定については，中国最高裁は「技術契約の司法解釈」において，共有者の権利を「自ら使用しまたは通常使用権として他人にライセンスする権利」に限定し，技術の譲渡や排他的または独占的ライセンスについては，他の共有者の同意が無ければ契約は無効と解釈した。

従って，共有技術をライセンスする場合，上記の法定要件を満たさなければ，「適法な権利者」に関する保証責任違反となり，契約無効事由となる。

(2) 第三者権利の不侵害に関する保証責任について

この保証責任については，「契約法」は契約自由の

基本原則により，その第353条の但書において，契約当事者はライセンサーの保証責任につき別段の取決めをすることを認めている。即ち，当事者間の任意の取決めにより，第三者権利の不侵害に関するライセンサーの保証責任を免除し，またはこれを軽減することができることになっている。ところが，第三者権利の不侵害に関するライセンサーの保証責任を定めた「技術輸出入管理条例」第24条には，「契約法」第353条の但書のような規定内容はない。即ち，中国国内における技術ライセンスの法律根拠である「契約法」の規定と外国から中国への技術ライセンスの法的根拠である「技術輸出入管理条例」の規定とは一致していない。すると，「契約法」第353条の但書は外国から中国への技術ライセンス契約に適用できるかどうかという問題があるが，現在，関連の司法解釈が存在せず，また主管官庁たる中国商務部の公式解釈もない。

「契約法」第355条は「法律，行政法規に技術輸出入契約又は特許，特許出願契約について別段の規定がある場合は，その規定に従う」と定めている。上記のように,「技術輸出入管理条例」は強行法規であり,「契約法」に対し一種の特別法的な性格を有する。この意味では，「技術輸出入管理条例」第24条は，「契約法」第355条にいう「別段の規定がある行政法規」に該当し，優先適用の効力があると思われる。また，既存の「契約法」第353条但書の趣旨はその後の2001年に制定された「技術輸出入管理条例」に排除されたことから，「技術輸出入管理条例」第24条に定めた第三者権利の不侵害に関するライセンサーの保証責任は，当事者の任意の取決めで免除することができない厳格な責任であると認識すべきであろう。

「技術輸出入管理条例」第24条に定めたライセンサーの保証責任について，実際にどの程度厳格に運用しているかを調べたところ，公表された実例は見当たらなかったが，中国国務院（中央政府）の法制弁公室はその出版した「中華人民共和国技術進出口管理条例問答」という解説書において，当該ライセンサーの保証責任につき解説をした。「技術輸出入管理条例」は中国国務院が公布した行政規定であり，法制弁公室は正に中国国務院の立法担当の事務局に相当する組織である。この意味では，法制弁公室の解説は相当程度の参考価値があるのではないかと思われる。

中国国務院の法制弁公室は上記の解説書において，次のように解説した。

「ライセンサーに責任を負わせるには，次の条件を具備しなければならない。①ライセンシーがライセンサーの提供した技術を使用した行為は事実上権利侵害を構成し，他人の合法的な権益を侵害したこと，②ライセンシーが厳格に契約の約定に従ってライセンサーが提供した技術を使用し，約定した範囲を超えて技術を使用する行為が存在しないこと，③ライセンシーはその使用した技術は他人の合法的な権益を侵害するものであることを知らず，即ち主観的故意がないこと，④ライセンシーによる技術の使用行為は技術輸入契約の有効期間内に発生したものであり，即ち，契約終了後の使用行為につき，ライセンシーは自ら責任を負うものである」と。

上記の解説によれば，「技術輸出入管理条例」第24条に定めたライセンサーの保証義務は決して無条件なものではない。例えば，当該解説は「ライセンシーが厳格に契約の約定に従ってライセンサーが提供した技術を使用し，約定した範囲を超えて技術を使用する行為が存在しないこと」をライセンサーに責任を負わせる前提条件として挙げている。言い換えれば，当事者はライセンス契約において対象技術を使用する必要条件を定めることができ，ライセンシーが当該必要条件通りに対象技術を使用しなかった場合，これは「技術輸出入管理条例」第24条に定めたライセンサーの保証義務の免責事由になる。例えば，ライセンス契約に対象技術の使用場所，技術的な使用条件または原材料や部品などに関する合法的な制限条件が含まれた場合，ライセンシーは当該制限条件を遵守しなければ，ライセンサーに対し「技術輸出入管理条例」第24条に定めた保証義務の履行を請求することができないと思われる。

(3) 技術的目標の達成に関する保証責任について

この保証責任については,「技術輸出入管理条例」(第25条）と「契約法」（第349条）はいずれも，ライセンサーの提供した技術は「完全で，誤りがなく，有効で，約定した目標を達成できる」との保証義務を規定し，この点については国内ライセンス契約であれ，渉外ライセンス契約であれ,法規定上は全く同じである。

「技術輸出入管理条例」第25条に「完全で,誤りなく,且つ有効であること」と「契約した技術的目標を達成できること」を定めているが，これは基本的に純技術的な問題に関する内容であり，現行の法律には，これに関する判断基準を定めていない。しかし，両者の関

係で考えれば,「完全で,誤りなく,且つ有効であること」は原因で,「契約した技術的目標を達成できること」は結果である。言い換えれば,契約に定めた技術目標が達成できれば,当該技術は「完全で,誤りなく,且つ有効であること」と言えるが,そうでなければ,ライセンサーは技術の「完全性」に関する保証義務を果たしていないこととなる。

従って,実務対応においては,先ず,何をもって「技術的目標の達成」とするかを具体的で明確に定めることが重要である。また,対象技術はライセンス契約に定めた技術的目標を達成できるか否かは,対象技術を実施するための原材料,設備,その他の実施環境(例えば電力,水,温度管理等)の整備,技術者・技能者の要件などいろいろな客観的要素に影響される。ライセンス契約においてこのような技術条件などの客観的要素を詳細且つ明確に取決めることは大変重要である。

ここで,留意されたいのは,「技術輸出入管理条例」第25条に定めている技術の完全性保証は決してライセンシーの生産する製品の品質を保証する趣旨ではない。ライセンシーがライセンス契約に定めた条件通り契約所定の基準に達する製品を生産することができるようになれば,基本的にライセンサーの技術提供義務が履行されたと思われ,その後,ライセンシーが如何にして品質を維持しながら製品を生産するかは,ライセンシーの生産管理に係わる問題であり,ライセンス契約に特段の取決めがない限り,ライセンサーはライセンシーの生産した製品の品質につき保証義務を負わない。実務において,ライセンシーにこの問題を十分認識させるような契約条項を作成することは,無用なトラブルを回避するために大変重要である。

2.3 ライセンス契約に係わる改良技術の取扱い問題について

(1) 改良技術の帰属問題について

改良技術の帰属問題に関する中国現行の法規定の内容は次の通りである。

関係法律規定

法令名称	条項	条文内容
技術輸出入管理条例	第27条	技術輸入契約の有効期間内に,改良した技術は改良した側に帰属する。
契約法	第354条	当事者は互恵の原則に基づき,技術譲渡契約において,特許の実施とノウハウの使用に当たり改良した技術成果の享有方法を取決めることができる。取決めがない又は取決めが不明確な場合,本法第61条の規定によってもなお確定できない場合は,一方の当事者による改良の技術成果につき,ほかの当事者はこれを享有する権利がない。

改良技術の帰属については,国際技術貿易の実務において,改良技術はライセンサーに帰属すると定めるようなライセンス契約は決して珍しくない。中国現行の「契約法」も互恵の原則に従い,当事者の合意によりこれを取決めることを認めている(同法第354条)。しかし,「技術輸出入管理条例」第27条は,改良技術は技術を改良した者に帰属すると定め,当事者の任意の取決めを認めていない。つまり,「技術輸出入管理条例」はもっと厳しい。

「技術輸出入管理条例」第27条は改良技術の帰属を法定した趣旨については,中国国務院の法制弁公室は前記の解説書において次のように説明した。「技術輸入契約においては,当事者双方の交渉上の地位は不平等であり,譲渡側は交渉においてしばしば自己の優勢地位を利用して,不平等な条項を要求する。このような条項は実践において一方的な利得条項と呼ばれ,公平の原則に反する。本条は,このように明らかな不平等な結果を避けるために規定したものであって,技術輸入契約の有効期間中,技術改良の成果は改良した側に帰属するとしたものである」と。

このように,中国国務院の法制弁公室は,「技術輸出入管理条例」第27条の規定趣旨は公平の原則に基づくものであると指摘している。そうであれば,「技術輸出入管理条例」第27条は公平を図ることを目的とし,ライセンサーを排除するための規定ではないとも言える。

実務対応に当り,例えば,ライセンス契約において,ライセンシーが独自になし遂げた改良技術につき,原始的にライセンサーに帰属するとか,当該改良技術に係わる権利の全部または一部の持分を無償でライセンサーに譲渡するなどのような取決めは,公平の原則に反し,「技術輸出入管理条例」第27条に違反すると認められる可能性が十分あるが,ライセンシーがライセ

ンサーの提供した基本技術を改良しようとする場合，事前にライセンサーと協議し，双方協力して改良技術の完成を図るなどのような取決めは，公平の原則に反しないと思われ，その結果，少なくとも改良技術を両者の共有とすることができる。

(2) 技術の改良制限の禁止について

技術の改良制限の禁止に関する中国現行の法規定の内容は次の通りである。

関係法律規定

法令名称	条項	条文内容
技術輸出入管理条例	第29条第(3)号	ライセンシーがライセンサーの提供した技術を改良することを制限し，又はライセンシーがその改良技術を使用することを制限する(条項を技術契約に入れてはならない)。
契約法	第329条	違法にして技術を独占し，技術の進歩を妨害し又は他人の技術成果を侵害する技術契約は無効である。
技術契約紛争案件審理への法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈	第10条第(1)項	以下の情状は契約法第329条に定めた「違法にして技術を独占し，技術の進歩を妨害する」ことに該当する。(1) 一方の当事者が契約の目的技術の基礎の上で新しい研究開発を行うことを制限し，又はその改良技術の使用を制限し，或いは当事者双方の改良技術の交換条件が対等ではなく，これには一方の当事者に対し，その自主的に改良した技術を無償にて相手側当事者に提供し，互恵に反して相手側に譲渡し，改良技術に関わる知的財産権を無償にて独占しまたは共有することを要求することを含む。

国際技術貿易の実務において，ライセンシーはライセンサーの事前同意無しにライセンサーの提供した技術の改良を行ってはならないと定めるライセンス契約の例がある。「技術輸出入管理条例」第29条はこのような技術の改良制限を不当な制限として禁じている。

中国の「契約法」第329条は違法な技術独占と技術進歩の妨害を禁ずる旨を定めている。中国の最高裁は「技術契約の司法解釈」において，ライセンシーによる技術の改良を制限する旨の契約規定は「違法な技術独占と技術進歩の妨害」に当ると規定している。この意味では，「技術輸出入管理条例」第29条の規定は，国内契約法の規定趣旨と一致し，何れも技術の改良制限の取決めを禁じている。

2.4 ライセンス契約に関するその他の規制問題について

中国現行の関連法規定の内容は次の通りである。

「技術輸出入管理条例」の関係規定

法令名称	条項	条文内容
技術輸出入管理条例	第29条	技術輸入契約には以下に掲げる制限的条項を含めてはならない。 (1) 譲受人に技術輸入に必須ではない技術，原材料，製品，設備又はサービスの購入を含む付帯条件を求めること。 (2) 譲受人に特許権の有効期間が満了し又は特許権が無効宣告された技術について許諾使用料の支払い又は関連義務の履行を求めること。 (3) 譲受人にその他の供給先から譲渡人が提供した技術に類似し又は競合する技術の取得を制限すること。 (4) 譲受人に原材料，部品，製品又は設備の購入ルート又は供給元を不合理に制限すること。 (5) 譲受人に製品の生産高，品種又は販売価格を不合理に制限すること。 (6) 譲受人に輸入した技術を駆使し，生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。

関係の一般法の規定

法令名称	条項	条文内容
対外貿易法	第30条	知的財産権の権利者に，ライセンス契約における知的財産権の有効性に対する被許諾者の異議申立を阻止し，強制的な抱合せ許諾をし，又はライセンス契約において排他的な逆許諾条件を規定するという何れかの情状があり，対外貿易の公平な競争秩序に危害を与える場合，国務院の対外貿易主管部門は必要な措置を講じて当該危害を排除することができる。
契約法	第329条	違法にして技術を独占し，技術の進歩を妨害し又は他人の技術成果を侵害する技術契約は無効である。

技術契約紛争案件審理への法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈	第10条第(3)項乃至第(6)項	以下の情状は，契約法第329条にいう「違法な技術独占，技術の進歩への妨害」に当る。 (3) 技術の導入側が契約の目的技術を実施するときの製品生産またはサービス提供の数量，品種，価格，販売ルートと輸出市場を明らかに不合理に制限することを含め，当事者の一方が市場のニーズにより合理的な方式で十分に契約目的技術を実施することを阻害すること。 (4) 技術導入側に対し，必須ではない技術,原材料,製品,設備,サービスの購入または必須ではない人員の受入などを含む技術の実施に必須ではない付帯条件を強要すること (5) 技術導入側が原材料，部品，製品または設備などを購入するルートを不合理に制限すること (6) 技術の導入側による契約目的技術に関わる知的財産権に対する異議申立を禁止しまたはその異議申立につき条件を付けること

国際技術貿易の実務において，ライセンサーがライセンシーに対し，いろいろな具体的な取引制限条件を付けるようなライセンス契約が多々ある。中国現行の法規定は公平と技術進歩の促進との観点から，次のような規制を定めた。

(1) 必須ではない又は不合理な付帯条件の強要禁止

「技術輸出入管理条例」第29条第（1）号は，ライセンス契約の締結に当り，ライセンシーに対し提供技術の実施に必ずしも必要ではない付帯条件を強要することを禁ずる旨を定めている。付帯条件の例として，対象技術の実施と関係のない技術，原材料，製品，設備またはサービスの強制的購入が挙げられているが，条文の書き方では，これらの付帯条件に限定していない。一方，例え提供技術の実施に必要なものでも，その購入ルートまたは供給元の選定に当り合理性を保つことは同第29条第（5）号の求めるところである。

実務において，この規制をどのように運用するかにつき，明確な判断基準はないが，参考となるような裁判例はある。ある建築材の製造方法の特許ライセンス契約の紛争案件において，ライセンシーは，ライセンサーがライセンス契約の締結の条件として，対象建築材の生産に使う成型機をライセンサーから購入することを要求したのは，不合理な取引条件の強要に当ると主張したが，裁判所は，ライセンシーが技術を導入するのは元々対象建築材を生産するためであり，生産を行うには成型機が必要であり，対象の成型機は対象建築材生産用の設備であるので，ライセンサーはこれをライセンス契約の締結の条件とすることは合理性があり，法律違反に当らないとして，ライセンシーの主張を却下した。この裁判例は，最高人民法院副院長黄松有氏を編集主幹とし，多数の裁判官が執筆した「技術合同司法解释实例释解」（人民法院出版社出版）という解説書に紹介された。「技術輸出入管理条例」の厳しい条文と比較して，この裁判例に示された合理性の基準は決して相当厳しいと言えないように思われる。

「技術輸出入管理条例」第29条第（5）号は，ライセンサーによる原材料などの購入ルートまたは供給元の指定に関する規定であるが，ライセンサーの当該指定を排除する趣旨ではなく，飽くまで「合理性」を保つためである。従って，次のような場合，同第29条第（5）号の違反に当らないと思われる。

①提供技術または当該技術の実施により生産する製品に特殊性があり，ライセンサーは当該特殊性を満たすことができる原材料，部品または設備の供給元を指定する場合

②条件が同等である場合，ライセンサーの指定した者から優先的に購入することを取決めた場合

③関連取引において，ライセンシーがライセンサーからの取引優遇条件または権益を受けるための条件として，ライセンサーの指定した者から購入することを取決める場合

④フランチャイズのようなビジネスにおいて，ライセンサーのビジネスの統一性を保つために，ライセンシーの購入ルートを指定する場合

(2) 技術の購入ルートの制限禁止

「技術輸出入管理条例」第29条第（4）号の規定趣旨は，中国の「契約法」第329条と同じく「違法な技術独占と技術進歩の妨害」を排除することである。実務において，競合他社との競争上の理由または秘密保持上の理由などによりライセンシーに対し競合技術の導入を制限する実例があるが，「技術輸出入管理条例」第29条第（4）号の規定は同条第（6）号と第（7）号における「合理性」の基準がないので，実際に合理的な理由があっても，ライセンシーによる競合技術の導入を制限する旨の契約規定は無効と認められる可能性

は高い。

(3) ライセンシーの製品生産・販売などに対する制限について

「技術輸出入管理条例」第29条第（6）号と第（7）号は，ライセンサーの提供技術の実施に係わるライセンシーの製品生産と販売（輸出を含む。以下同じ）に対する制限を規制する。同第（6）号と第（7）号は何れも「合理性」基準を認めているので，合理的な理由があるとき，ライセンシーの製品生産と販売に制限条件を付けることが認められる。上記の裁判官の執筆した「技術合同司法解釈実例釈解」（人民法院出版社出版）という解説書には，合理的な制限条件として，次のように述べられている。「ライセンス契約において，輸出地域の合理的な制限理由には次のことが含まれる。①ライセンサーが関係特許製品につき特許権を取得した地域，②ライセンサーが自ら継続的販売活動を行っている地域，③ライセンサーが既に第三者に独占的販売権を与えた地域」。この解説書に示した合理性の見解は，国務院法制弁公室が上記「中国人民共和国技術輸出入管理条例問答」という解説書に示した見解とは略同じである。

国務院法制弁公室は「中国人民共和国技術輸出入管理条例問答」のなかで「特許実施許諾には，独占実施許諾，排他実施許諾があり，これらは一定の地域内で契約有効期間中，ライセンシーは技術を独占的に実施できるものであり，ライセンサーは同一の特許技術について同一の地域と期間内で第三者に実施を許諾することができないものである。多くの状況の下で，その他の地域の範囲は，ライセンサーが生産した製品の市場となるものであって，当該特許技術を実施許諾した後，ライセンシーが許諾技術を利用して生産した製品が自己が既に有する市場に輸入されるのを望まず，ライセンシーが許諾技術を利用して生産した製品の輸出ルートを適切に制限しようとするのは，合理的である」との見解を示した。

上記の行政法立法機関および司法関係者の見解により，ライセンス製品の輸出を合理的に制限することは可能であり，次のような販売地域の制限は「合理性」があると認められる可能性が大きいと思われる。

①第三者に独占実施権を付与している国・地域，
②第三者に排他実施権を付与している国・地域，
③第三者に独占的販売代理権を付与している国・地域，
④ライセンサー自身が当該製品を自ら製造している国・地域，
⑤ライセンサー自身が既に恒常な販売を行っている国・地域，

また，

⑥第三者の特許権が存在することが明らかな国・地域を特定して，当該国・地域への輸出を禁止することも，紛争予防の見地から認められるものと解する。

3. まとめ

中国の「技術輸出入管理条例」は，外国の技術提供者に厳しい保証責任を負わせている。特に提供技術の第三者権利の不侵害と提供技術の目標達成に関わる保証責任は最も問題視されている。「技術輸出入管理条例」の条文から見て，これらの保証責任は当事者の取決めで免責させることのできない相当厳しいものであるが，関係立法機関の解説によれば，技術提供者の保証責任を問うためにそれぞれ前提条件があり，決して絶対的なものではない。また，その前提条件は法定のものではなく，当事者は技術提供の具体的な事情に応じて合理的に設定することが可能である。実際に技術契約の作成に当り，技術の使用環境，使用状態および使用要領など木目細かく定めることにより，「前提条件」を主張する機会が高くなると思われる。

一方，「技術輸出入管理条例」は，技術導入側の原材料，部品，設備などの購入と製品の販売輸出などを制限するような契約を厳しく規制しているが，これらの規制に「合理性」をもって回避できるものもある。実務対応において，「合理性」ある制限を設定することで自分の権益を守るよう工夫する必要がある。提供技術に特許などの知的財産権が含まれる場合，知的財産権法の法理や原則は「合理性」判断の重要な基準になるであろうが，提供技術に特許などの知的財産権が含まれない場合は，結局社会通念上「公平」と思われること，特に中国社会では，技術提供者と技術導入者双方の利益にバランスが取れるかどうかは一つの重要なポイントになるのではないかと思われる。

（原稿受領 2008.5.8）